

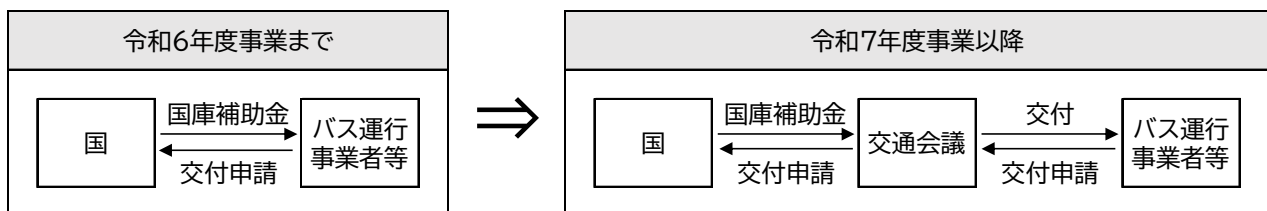
報告事項(8):令和7年度からの総合公共交通会議の体制について

【概要】

知立市総合公共交通会議の市の附属機関としての位置付けを廃止し、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、地域交通法)に基づいた協議会としての位置付けに変更するもの。

【変更する理由】

ミニバスは2(パープル)コースが豊田市、3(オレンジ)コース・4(ブルー)コースが刈谷市に乗り入れており、その運行には国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)が活用されている。この補助金は、現在はバス運行事業者等に国から直接交付されているが、令和2年の地域交通法の改正により、令和7年度事業(令和6年10月1日～令和7年9月30日事業分)以降は、同法に基づく協議会に国が交付するものとされた。



知立市総合公共交通会議では、市の附属機関として、この協議会の役割を担ってきたが、地方自治法上、附属機関には予算の執行権限がなく、補助金の交付を受けるための会計を持つことが出来ず、令和7年度事業の補助金申請に支障が出るため、市の附属機関としての位置付けを廃止し、新たに道路運送法及び地域交通法に基づいた協議会として設置する必要がある。

【変更する内容】

- ・名称は「知立市総合公共交通会議」のままとする。
- ・交通会議の委員構成を変更。

【変更のための手続きと今後の流れ】

令和6年11月～12月	第2回 総合公共交通会議にて設置要綱等の協議
令和7年 1月	市議会3月定例会に条例改正案を上程
令和7年 3月	条例改正案の可決予定、現在の運営規程の廃止
令和7年 3月	第3回 総合公共交通会議にて報告
令和7年 3月	運輸局、県に報告
令和7年 4月	設置要綱等の運用を開始
令和7年 5月	新しい位置付けで第1回 総合公共交通会議を開催